

## 島根県企業局公正入札調査委員会設置要綱

平成30年3月14日

企 経 第 283 号

(設置)

**第1条** 島根県企業局で入札執行する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、不正行為に関する情報に対する的確な対応及び低入札価格調査制度調査対象工事に関する審議を行うため、企業局に島根県企業局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 委員会の委員は、局長、次長（技監を置く場合にあつては、技監）、課長、室長及び調整監をもって充てる。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、局長をもって充てる。

4 副委員長は、次長（技監を置く場合にあつては、技監）をもって充てる。

(委員長の職務及び職務代理)

**第3条** 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があつたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 建設工事等に係る入札について不正行為に関する情報があつた場合又は低入札価格調査を行う場合には、必要に応じて会議を開くものとする。

2 会議を開催し難いときは、書類の回議により会議に代えることができるものとする。

(事務局)

**第5条** 委員会の事務局は、企業局経営課経営企画スタッフに置く。

(委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。